

# 岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家

## 保育所等訪問支援重要事項説明書

ポッポの家における保育所等訪問支援を提供するにあたり、社会福祉法第76条に基づいて当園があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

経営事業者の名称	岐阜地域児童発達支援センター組合
所在地	岐阜市長良1278番地1
法人種別	地方公共団体（一部事務組合）
代表者氏名	岐阜地域児童発達支援センター組合 管理者 岐阜市長 柴橋 正直
電話番号	058-294-5757

### 2 施設の目的と事業運営の方針

施設の種類	医療型児童発達支援センター
施設の目的	主に肢体不自由の障害児の心身の発達の促進とその障害の軽減ならびに保護者への援助を行い、児童の社会生活力の向上を図ることを目的とする。（児童福祉法第43条第1項第2号による施設）
施設の名称	岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家
施設管理者（園長）氏名	村瀬 博明
電話番号	058-294-5757
FAX番号	058-294-6003
事業運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 肢体に障害を持つ乳幼児に対し、広域的な地域ニーズに応え、一人ひとりの心身の発達や障害の状態に応じたきめ細やかな発達支援を行います。</li> <li>2 人間愛を根底にもち、心の通い合う人間関係を大切にして、子どもの内面を豊かにし、自立に向けての意欲や態度を育てます。</li> <li>3 家族とともに発達支援を行うことにより、障害を持つ子の家族を支援し、障害を受容して子どもの能力を引き出し、社会参加できる力を育てます。</li> <li>4 地域社会の一員として、地域の人々やボランティアと連携し、社会資源を積極的に活用して将来を見つめた発達支援を行います。</li> </ol>
開設年月日	昭和52年4月1日

### 3 事業の実施地域

岐阜市、関市、美濃市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、八百津町
---

### 4 施設の概要

#### (1) 施設

建 物	構 造	鉄骨造 平屋階建
	延べ床面積	428 m <sup>2</sup>

敷地面積	1, 248 m <sup>2</sup>
------	-----------------------

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積
訓練室	1室	119.1 m <sup>2</sup>
生活指導室(保育室)	2室	合計 74.1 m <sup>2</sup> (第1 39.9 m <sup>2</sup> ・第2 34.2 m <sup>2</sup> )
診察室	1室	24.3 m <sup>2</sup>
言語療法室	1室	20.1 m <sup>2</sup>

(3) 職員配置

職種	職員数	センター全体					保育所等訪問支援	
		常勤		非常勤		常勤換算	専従	備考
		専従	兼任	専従	兼任			
施設管理者(園長)	1		1			1		医療型児童発達支援等と兼務
医師	2	1		1		1.03		
児童発達支援管理責任者	1	1				1	1	医療型児童発達支援等と兼務
指導職員	理学療法士	3	3			3	2	支援員 医療型発達支援と兼務 常勤2名
	作業療法士	1	1			1	1	支援員 医療型発達支援と兼務
	言語聴覚士	1	1		1	1.19	1	支援員 医療型発達支援と兼務
	児童指導員	1	1			1		
	保育士	1	1			1		
	看護師	1			1		0.74	
事務員	1				1	0.74		医療型児童発達支援等と兼務
調理員	1			1		0.74		

※ 職員の勤務時間帯(標準) 8:30~17:15

4 ポッポの家の開園日及び開園時間

開園日	月曜日～金曜日(ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く)
開園時間	8:30～17:15(通園バス運行時間を含む)

5 事業の概要

事業の目的	利用児が、日常生活における基本的動作を修得し、保育所等における集団生活に適切 できるよう、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切 かつ効果的な支援を行う。
-------	--

提供する支援	利用児がその所属する集団生活に適応するための支援及び訪問先施設の職員に対する支援 医師の指示のもとに実施する医療サービス ・装具及び補装具等の作成相談 事前に当センターの診療所を受診し、医師の指示があった利用児に対する直接かつ個別的な医療支援で、診療報酬に該当するものについてサービスの提供を行います。
--------	--

## 6 利用料（1月当たり）

### （1）利用料金の算定

区 分	利 用 料
使 用 料	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定する費用の額*から同法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払いのある額（ポッポの家が代理受領します。）を差し引いた額とします。
保険診療	診療報酬により、定められた額
特定費用	実費

※ 当該費用の額が現に指定通所支援に要した費用の額を超えるときは、当該指定通所支援に要した費用

### （2）利用料金の支払い方法

支払い単位	月々の利用日数に応じ月単位で請求します。
請 求	翌月10日までに、保護者に納入通知書を送付いたします。
支払い期日	納入通知書により翌月27日までに支払ってください。

※ 健康保険の対象となる治療用装具を作成した場合は、償還払いとなり、装具作製業者に対し、一時的に立替払いを行っていただきます。（利用児が福祉医療受給者でない場合は、装具代金の2割または3割が自己負担となります）

## 7 苦情等申立先

ポッポの家 ご利用相談窓口	相談窓口	苦情受付担当者 村瀬和子
	相談時間	8：30～17：15（土、日、祝日、年末年始を除く）
	受付方法	電話、来所、書面 苦情受付箱を設置していますのでご利用ください。 必要に応じて第三者委員の助言・立会いを求めることができます。
岐阜県障害福祉課 もしくは、 お住まいの市町の 障害担当課	所在地 電話番号	岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-1111 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分 （土日、祝祭日、年末年始を除く）
岐阜県運営適正 化委員会	所在地 電話番号	岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階 058-278-5136 相談時間 午前9時00分～午後5時00分 （土日、祝日、年末年始を除く）

## 8 緊急時の対策

緊急時等の対応	<p>支援の提供を行っているときに利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにポップの家診療所の医師又は利用児の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>医療機関等への連絡等が困難な場合には、近隣の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>支援の提供により事故が発生したときは、直ちに保護者等関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</p>
---------	---

## 9 虐待防止

虐待防止に関する責任者	園長 村瀬 博明
虐待防止への対応	利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、障がい児に対する虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行います。

## 10 医療機関との連携

協力医療機関	当事業所に併設されているポップの家診療所による病診連携等にて対応しています。
--------	--

## 11 当センターをご利用の際に留意いただく事項

設備、器具の使用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
協 力	利用にあたって、利用者は利用児の集団適応のために、支援者やその集団を運営する機関との協力のもと、ともに意欲的に取り組まれるようお願いします。
連 絡	事業の利用日に、所属する集団の場を欠席する場合は、ポップの家に連絡を入れてください。また、事業の実施中の緊急事態を想定し、利用者は、常にポップの家からの連絡がつくようご注意ください。
所属機関への説明	利用者は、予め利用に関して利用児の所属する機関に対して、説明をしてください。

説明者 大久保 真弓

私は、本書面に基ついて上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

平成 年 月 日

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事 業 所 岐阜地域児童発達支援センター ポップの家  
 事 業 者 所在地 岐阜市長良1278番地1  
名 称 岐阜地域児童発達支援センター組合  
 代表者 管理者 岐阜市長 柴橋 正直 印